雇用関連基金を活用した事業実施に係る基本方針

平成２１年2月１３日
広島県産業・雇用対策本部

１　趣　旨

県は，国から「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」の交付を受け，「広島県雇用創出基金」及び「広島県緊急雇用対策基金」として造成し，県及び市町が地域の実情に応じて，安定的な雇用や緊急かつ臨時的な雇用を創出する事業を実施する。

２　基本的な考え方

（1）雇用創出基金

県総合計画「元気挑戦プラン後期実施計画」で位置付けた「人づくり」，「中枢拠点性強化」，「環境関連」，「新たな過疎対策」など重点分野に係る事業を実施する。

中でも，地域ニーズに対応した安定的な雇用の創出を図るという基金の設置目的を達成するため，人材不足感の強い「福祉・介護」，「農林水産業」などの分野について，政策的に雇用・就業機会の創出に取り組む。

（2）緊急雇用対策基金

企業の雇用調整等により，解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者が置かれている厳しい状況に対応していくため，安定した就業までの一時的な雇用・就業機会の創出に取り組む。

（3）生活・就労相談支援

失業者が置かれている状況の抜本的な解決を図るため，住居の確保などの生活支援や将来の安定的な就職に向けた支援に取り組む。

３　実施方法

（1）雇用創出基金

民間企業，ＮＰＯ等への委託により実施する。

（2）緊急雇用対策基金

民間企業，シルバー人材センター，ＮＰＯ等への委託及び地方公共団体の直接雇用により実施する。

（3）その他

○　市町事業については，事業に係る経費を補助金として交付する。

○　県事業と市町事業の配分等については，事業ニーズや進捗状況等を勘案しながら，必要に応じて柔軟に対応する。

４　県と国・市町の役割

○　県及び市町は地域のニーズに対応した雇用・就業機会の創出に努める。

○　国（広島労働局）は，県や市町とも密接に連携しながら，県や市町が実施する基金を活用した事業や県が実施する「生活・就労相談事業」に係る協力を行う。